

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月28日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第157号

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第6条中「第8条」を「第9条」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)